# 令 和 3 年 度

監査結果に基づく措置状況集録

瀬戸市監査委員

# 令和3年度 監査結果に基づく措置状況一覧

実施 年月	対象課名	改善、検討事項	措置結果公表日 (公告日)	備考	頁
R3 9	税務課	-	_		_
	社 会 福 祉 課	1 改善事項(1)ア、(2)ア	R04.3.2		1
	建 設 課	_	_		_
10	保育課	1 改善事項(1)ア、(2)ア	R04.5.9		3
	水 道 課 、 浄水管理事務所	-	_		_
	財 政 援 助 団 体 大学コンソーシアムせと	-	_	所管課:まち づくり協働課	_
11	小中学校等6校	-	_	所管課: 学校教育課、 学校政策課	_
	人 事 課	-	_		-
	工事監査	-	_		-
	ス ポ ー ツ 課	1 改善事項(1)、(2)ア、(3)ア、 2 検討事項(1)ア	R04.3.31		5
12	高齢者福祉課	1 改善事項(1)アイ	R04.2.2		8
	下 水 道 課 、 浄化センター管理事務所	-	_		_
	まちづくり協 働 課	-	_		_
R4 1	産業政策課	1 改善事項(1)ア、(2)ア	R04.3.31		9
	保育園(合計4園)	1 改善事項(1)ア	R04.5.9	所管課: 保育課	11
2	財 政 課	-	_		_
	国保年金課	-	_		_
	財 政 援 助 団 体 一般財団法人瀬戸市開発公 社	-	_	所管課:産業 政策課	_
	クリーンセンター	-	_		_
3	健康課	1 改善事項(1)アイ	R04.5.9		13
	都 市 計 画 課	_	_		_

<sup>\*</sup> 工事監査 幡山中学校大規模改修(建築)工事(所管課:財政課) \* 小学校(幡山東、幡山西、原山、にじの丘小学校) \* 中学校(光陵、にじの丘中学校) \* 保育園(西、南、水北、品野西保育園)

改善事項の措置通知(健康福祉部:社会福祉課)

監査期間 令和3年8月2日から 令和3年9月28日まで

# 第5 監査結果

# 指摘事項

#### 1 改善事項

# (1) 現金出納事務

ア 多額の現金を取り扱う上で、 次のとおり不適切な事項が見 受けられたが、出納を明確にし て現金を管理するように改善さ れたい。

- (ア)携帯金庫内に保管の扶助費 等の現金について出入金の記 録がない。
- (イ)令和2年度に支出した会議 出席者用駐車券購入用の現金 について、不用になった分が 課の携帯金庫に保管されたま まで返納されていない。

#### (2) 契約事務

前回、改善事項としてあげられていたものが今だ改善されておらず、次のとおり不適切な事項が見受けられた。

# 措置通知

#### 1 改善事項

(1)

ア

- (ア)担当職員が扶助費等の現金 を携帯金庫に出し入れする際 は、他の職員が確認し出納簿に 記入する。また毎月出納簿と金 庫内の現金を確認することと改 善しました。
- (イ)返納されていないことの指摘を受け、令和3年9月17日に当該現金を雑入にて返戻いたしました。また今後は、現金を携帯金庫に出し入れする際は、他の職員が確認し出納簿に記入する。また毎月出納簿と金庫内の現金を確認することと改善しました。

(2)

ア 訪問入浴サービス事業につい て記載されている瀬戸市地域生 活支援事業実施要綱の全面改正 を行い、契約事務に関して、契 ア業務委託契約事務 (訪問入浴 サービス事業契約書の内容が、 契約制度総括部署の示す標準契 約書の内容となっておらず、ま た、当該契約は、単年度で契約締 結すべきであるが契約の更新の 条文があり自動更新となってい る。 約の自動更新を可とする条文を 除外し、単年度契約を行うよう に改善しました。また、今後の 契約事務については、契約制度 総括部署の示す標準契約書の内 容を遵守するように改めます。 改善事項の措置通知 (健康福祉部:保育課)

監査期間 令和3年 9月 1日から令和3年10月22日まで

#### 第5 監査結果

#### 指摘事項

#### 1 改善事項

# (1) 契約事務

- ア 前回の定期監査において、 注意事項として指摘したと ころであるが、今回も同様の 指摘となったものがあった。 今回抽出した契約事務以外 についても、再度、関係例規 及び契約制度総括部署への 確認を行った上、適正な事務 を執り行うよう改善された い。
- (7) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により、契約結果調書の公表対象案件であるが、公表されていない。
- (4) 地方自治法施行令第167 条の2第1項第3号による随意 契約であるにもかかわらず、随 意契約事前公表調書及び随意 契約事後公表調書が公表され ていない。

# 措置通知

#### 1 改善事項

(1) 契約事務

ア 度重なる指摘を受けたことを猛省し、改めて関係例規 及び契約制度総括部署への 確認を徹底します。

今回抽出した契約以外についても、適切に対応し、改善いたしました。

- (ア) 公表対象の契約について、 契約公表調書を作成し行政課 に提出しました。
- (イ) 随意契約事前公表調書及び 随意契約事後公表調書を作 成し行政課に提出しました。

# (2) 補助金等交付事務

ア 「瀬戸市民間保育所運営 費補助金」について、補助金 要綱の一部改正を繰り返す うちに、改正部分が異なる要 綱が複数存在している状態 である。改正部分を整理し、 財源となる国、県からの補助 金の充当部分を明確にする よう改善されたい。 (2) 補助金等交付事務 ア 改正部分を整理し、国、 県からの補助金の充当部分 を修正しました。 改善事項及び検討事項の措置通知(地域振興部:スポーツ課)

監査期間 令和3年11月1日から令和3年12月22日まで

# 第5 監査結果

#### 指摘事項

#### 1 改善事項

#### (1) 歳入関係

野外活動センターとパルティせ とフィットネスジムの施設使用料 について、条例の規定と異なる区 分で使用料を徴収する運用がなさ れているため、改善されたい。

#### (2) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市スポーツ・文化活動全 国大会等出場奨励補助金

要綱による補助金の交付決定

# 措置通知

#### 1 改善事項

- (1) 歳入関係
  - ・定光寺野外活動センターの施設 使用料につきましては、平成23 年頃から団体、一般料金を子供、 大人料金として読み替えて徴収し ておりましたが、指定管理者の株 式会社ホーメックスへ指示をし、 条例に基づき団体、一般料金とし て徴収するよう改善しました。
  - ・パルティせとフィットネスジムの施設使用料につきましては、 施設を管理しているまちづくり株式会社と業務委託をしている株式会社愛知スイミングと調整をはかり、市外料金を徴収するよう券売機の料金設定や受付業務を改善しました。

#### (2) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市スポーツ・文化活動全 国大会等出場奨励補助金

法務担当に確認をしたところ、

は、行政救済制度総括部署による と行政処分には当たらない。その ため、行政不服審査の教示が不要 だが、不交付決定通知書に教示文 が記載されている。当該部署に確 認を行い、適正な事務を執り行う よう改善されたい。 教示文が不要であることが判明 しましたので、指示通り不交付決 定通知書の教示文を削除しまし た。

#### (3) 財産管理事務

# ア 備品管理

過年度の定期監査において指摘をしたところであるが、すでに廃棄された備品が備品台帳にそのまま登録されている状況が見受けられた。また、備品台帳の設置場所と実際の設置場所が相違している状況が見受けられた。

市の所有する備品は、市民の 貴重な財産であることから、指 定管理者の協力を得ながら、適 切な備品管理を行うよう改善さ れたい。

# 2 検討事項

#### (1) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市スポーツ協会補助金 当該補助金は、第7条で「概算 払」となっており、第14条で、 返還について規定している。交付 要綱第13条の実績報告の期限 が「6月30日まで」となってい るが、翌年度の6月30日と解釈 した場合、第14条第5号の返還 ができない出納閉鎖期間終了後 の報告期限となっている。

財政担当部署に確認を行い、

#### (3) 財産管理事務

#### ア 備品管理

あらためて器具庫内の整理 を行うことにより、指定管理者 と備品の取得、管理、廃棄を適 正に行い、備品管理台帳の整備 をしました。

#### 2 検討事項

#### (1) 補助金等交付事務

ア 瀬戸市スポーツ協会補助金 補助金交付要綱の第7条の「概 算払」を「請求払」に改正します。 なお、変更が生じた場合の手続き は、第9条に基づき変更承認手続 きを経たのち、第14条により期 限を定めて全部もしくは一部に 相当する額を返還するよう指示 をします。

要綱改正を検討されたい。	

改善事項の措置通知(健康福祉部:高齢者福祉課)

監査期間 令和3年11月 1日から令和3年12月22日まで

第5 監査結果

# 指 摘 事 項

#### 1 改善事項

#### (1) 補助金等交付事務

# ア 民間社会福祉法人補助金

要綱の補助対象事業に定義されている引用法令に、該当する条項がない状態となっている。また、現在交付している補助金について算定の根拠が明確になっていない。

#### イ 成年後見人制度利用支援

前回の定期監査の際の措置通知で、要綱の修正に向けて事務を行うとしているが、要綱が修正されていない。

# 措置通知

#### 1 改善事項

#### (1)補助金等交付事務

# ア 民間社会福祉法人補助金

指摘された内容を踏まえ、社会福祉課が主管する業務に係る箇所が含まれるため、社会福祉課にて要綱の一部改正をする事務を行う予定としています。

#### イ 成年後見人制度利用支援

成年後見人事務の主管課である 社会福祉課と連携し、行政処分に当 たらないと判断したため、社会福祉 課にて要綱の一部改正をする事務 を行う予定としています。 改善事項の措置通知(地域振興部:産業政策課)

監査期間 令和3年12月1日から令和4年1月25日まで

第5 監査結果

# 指摘事項

#### 1 改善事項

#### (1) 契約事務

ア 穴田企業団地住宅下水処理施 設管理業務委託協定書

協定書第2条において、契約を自動更新する条項が入っているが、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これでもり、後年度の裏付けのない。」と規定ないであり、後年度の裏付けのない。契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないたととなっているため改善されたい。

# (2) 財産管理事務

#### ア 備品管理

過年度の定期監査において指摘をしたところであるが、すでに廃棄された備品が備品台帳にそのまま登録されていたり、品名・規格等の登録が不明であっ

# 措置通知

#### 1 改善事項

#### (1) 契約事務

ア 穴田企業団地住宅下水処理施 設管理業務委託協定書

穴田企業団地住宅下水処理施設管理業務委託協定書については、令和4年度から自動更新の条項を削除し、適切な取り決めに改善します。

#### (2) 財産管理事務

#### ア 備品管理

備品台帳と課内の備品を全て 突合し、すでに廃棄された備品 の削除や所管換などを行い、適 切な備品管理の状態に改善しま した。 たりする状況が見受けられた。 また、備品台帳の設置場所と実際の設置場所が相違している、 二重登録になっている等の状況 が見受けられた。

指定管理者が購入する備品を 含め、市の所有する備品は、市 民の貴重な財産であることか ら、適切な備品管理を行うよう 改善されたい。

#### 改善事項の措置通知

(健康福祉部:保育課(西保育園、南保育園、水北保育園、品野西保育園))

監査期間 令和3年12月 1日から 令和4年 1月25日まで

# 第5 監査結果

#### 指摘事項

#### 1 改善事項

#### (1) 経理事務

ア 3歳から5歳児までの給 食費について、督促状及び催 告状(納付書も含む)の種目 名表示

令和元年度の改善事項に、 令和元年10月からの保育 無償化に伴い、3歳から5歳 児については、「保育料(副 食費を保育料の一部として 徴収)」の徴収(=公債権) から「給食費(主食費+副食 費)」の徴収(=私債権)と なったが、督促状及び催告状 (納付書も含む) の様式にお いて、種目が「保育料」と記 載されていること、また、督 促状には私債権は対象とな らない、行政不服審査法に基 づく「不服がある場合には審 査請求をすることができる」 旨の教示文が記載されてい

#### 措置通知

#### 1 改善事項

#### (1) 経理事務

ア 教示文の修正を伴うシステム改修には多大な費用がかかるため、システム改修の開始には至っておりませんが、引き続き予算要求をしてまいります。 当面の改善策として、督促状の科目表記を「保育料・給食費」と修正しました。

※令和元年 10 月からの保育無償化により 0-2 歳児は引き続き保育料がかかるが、年少児以上は「給食費」のみ徴収となった。

ることについて、指摘があった。

指摘以降、システムの費用 の見積依頼や、手作業で作成 するリスク等の検討はされ ているものの、以前と変更しない様式で現在も送付りの ない様式であるため、予算 でなる状況であるため、財政課 及び情報政策課等に確認を 行い、今後も引き続き正し、適 表示するように修正し、適善 されたい。 改善事項の措置通知 (健康福祉部:健康課)

監査期間 令和4年2月 1日から令和4年3月25日まで

# 第5 監査結果

# 指 摘 事 項 措置通知 1 改善事項 1 改善事項 (1) 契約事務 (1) 契約事項 ア 業務委託契約書(がん検診・ ア 当該施行伺いの免除の記載を 肝炎ウイルス検診入力業務) 訂正し、非該当と明記しました。 施行伺いで、随意契約である が入札保証金欄に免除の記載 がある。 イ 業務委託契約書(歯科節目健 イ 令和4年4月12日付けで 契約結果調書を提出しました。 康診査事業) 「瀬戸市入札及び契約に関す る情報の公表に係る取扱要領」 に規定する契約結果調書が作 成されず、また公表されていな V10